

運転科掲示第5号（5月12日付け） 「警告 通勤時の報告不良による出勤遅延発生！！」 に対して！

この掲示は、極めて事実経過が不明瞭で、現段階に於いても詳細不明にもかかわらず、対策的なことが注意喚起されていることに大変矛盾と疑問を感じます。「報告不良による出勤遅延発生！！」・・・??? 憶測で対策的な内容が講じられている点も納得がいきません。（通勤途上の突発事象に遇した場合の気を付けるポイント）として掲示されています。

報告の重要性については業務上、私生活を問わず業務に支障する場合、報告することは社員として当然のことである。特に通勤途中における突発事象（通勤障害、体調不良事故等）は速やかに状況を報告し～但し、連絡できない状況（受傷など身体障害により連絡できない）である場合はこの限りでない。～

ポイント①通勤途上における不慮の事象により出勤できない場合、もしくは遅れが見込まれる場合は速やかに当直に一報入れる。

③事実を正確に報告すること。

※事実を正確に報告することは、真の原因追及、～自己保身のための虚偽隠ぺい等があると原因解明ができないばかりか・・・

矛盾点・疑問点

- 1, 事実関係がハッキリしない。
- 2, 連絡できない状況で、携帯電話を持っていない人、及び持っていても車内秩序上会話が規制されている状況、その他受傷など身体障害により連絡できない場合以外の事象が発生したときは上記の但し書きには明記されていない。
- 3, 真の原因追及（?原因究明）できないで虚偽隠ぺいするのは、これまでの出勤遅延者に対する精神的に追い込む会社管理者の責任追及が原因だと会社が認識していないか、理解していないから何回も同事象を繰り返す点（出勤遅延「ゼロ」にした本人に徹底的に「ゼロ」にした責任を追及し、反省を強要する点）

1. 会社は出勤が遅れそうになったときの連絡に関しての疑問点に対して明確にすること！
2. 責任追及はやめること！

